（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第九項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	（審議官） **第二条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第七項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 （削る）	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 （受動喫煙対策推進官の設置期間の特例） 2　第二十条第四項の本省に置く受動喫煙対策推進官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三条　病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　分娩（べん）を取り扱う助産所については、第十五条の二第一項の医師（以下「嘱託医師」という。）の住所及び氏名（当該医師に嘱託した旨の書類を添付すること。）又は同条第二項の病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、同項に規定する嘱託を行つた旨の書類を添付すること。）並びに同条第三項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類を添付すること。） 2　（略）	**第三条**　病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　分娩を取り扱う助産所については、第十五条の二第一項の医師（以下「嘱託医師」という。）の住所及び氏名（当該医師に嘱託した旨の書類を添付すること。）又は同条第二項の病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、同項に規定する嘱託を行つた旨の書類を添付すること。）並びに同条第三項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類を添付すること。） 2　（略）